



高知市 人権施策推進 基本計画



人権啓発キャラクター
ズーキー



はじめに

21世紀は「人権の世紀」と言われています。

人権は、人が人として尊重され、自由に幸福に生活していくために欠かすことのできない大切な権利で、日本国憲法にも基本的人権として定められ、保障されているものです。



しかし、社会にはさまざまな人権問題が存在しており、特に、近年、人権を取り巻く状況が変化し、インターネット上での悪質な書き込み、被災者や性的マイノリティの人権など、新たな人権課題が生じています。

そして、2020(令和2)年、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴って、感染者、医療関係者やその家族などに対する「コロナ差別」と呼ばれるさまざまな人権問題が発生しています。

2015(平成27)年、国連サミットにて採択された持続可能な開発目標(SDGs)は、17のゴールの多くに人権分野が関連し、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するために定められました。

また、国は、2016(平成28)年に「差別解消三法」を相次いで公布・施行しました。

このような状況の中、本市では、全ての人の人権が尊重されるまちづくりを進めていくため、2019(令和元)年7月に「高知市人権尊重のまちづくり条例」を施行し、「誰一人取り残さないSDGsの考え方」を踏まえ、さまざまな人権課題の解決に向けた取組を進めています。

この度、高知市人権尊重のまちづくり条例の理念を実現する取組を具体化し、本市の人権に関する諸施策の基本的な方向性を示すため、本計画を策定しました。

今後は、本計画に基づき、市民の皆様との協働による人権尊重のまちづくりをさらに推進し、一人ひとりの違いや人それぞれの生き方をお互いに認め合い、支え合う共生社会の実現に向けて取り組んでまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました「高知市人権尊重のまちづくり審議会」の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆様から心から感謝申し上げます。

2021(令和3)年3月

高知市長

岡崎誠也

目次

第1章 基本計画の策定にあたって

1 人権に係る取組の状況	1
2 基本計画策定の趣旨	3
3 基本計画の性格	4
4 持続可能な開発目標（SDGs）との関連性	5

第2章 人権尊重のまちづくり

1 基本理念	6
2 協働による人権尊重のまちづくり	6

第3章 人権施策の基本的な方向

1 人権を尊重する市政運営（安全・安心な暮らしの確保）	7
2 人権教育・啓発の推進（人権を学び、暮らしに活かす）	8
3 相談・支援体制の充実（一人ひとりの課題に寄り添う）	10

第4章 人権課題ごとの取組方針

1 同和問題（部落差別）	12
2 女性	18
3 子ども	22
4 高齢者	26
5 障がいのある人	30
6 外国人	34
7 感染症患者等	38
8 性的指向・性自認	42
9 職場の人権	46
10 犯罪被害者等	50
11 インターネットによる人権侵害	54
12 災害と人権	58
13 さまざまな人権課題	62

第5章 具体的取組

第6章 基本計画の推進体制

1 推進体制等の整備	80
2 人権施策の点検と見直し	80

〈参考資料〉

◆人権関係年表	81
◆世界人権宣言	87
◆日本国憲法（抄）	90
◆人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	91
◆障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	92
◆本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の 推進に関する法律	96
◆部落差別の解消の推進に関する法律	98
◆高知市人権尊重のまちづくり条例	99
◆男女がともに輝く高知市男女共同参画条例	101
◆高知市手話言語条例	105
◆高知市個人情報保護条例	106
◆高知市人権教育基本方針	118
◆高知市にじいろのまち宣言	119

第1章 基本計画の策定にあたって

1 人権に係る取組の状況

(1) 国際的な取組

1948(昭和23)年12月10日、国連総会において、世界のすべての人とすべての国が達成すべき人権の共通基準となる、「世界人権宣言」が採択されました。

その後、「すべての人間が生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とする同宣言の精神を具現化した社会を実現するため、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」をはじめとして、数多くの条約や規約が採択され、発効しました。

また、1995(平成7)年から2004(平成16)年までの「人権教育のための国連10年」では、「21世紀は人権の世紀」を合言葉に、世界各国・地域で積極的に人権教育が進められました。この取組はその後、「人権教育のための世界計画」(2005(平成17)年)に引き継がれています。

さらに、2015(平成27)年には、すべての人々の人権が尊重される平和で公正な世界などを目指す「持続可能な開発目標(SDGs)」が記載された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、「地球上の誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包括性のある社会の実現に向けた取組が進められています。

(2) 国内の取組

我が国は、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法のもとで、「国際人権規約」をはじめとする人権に関する諸条約を批准し、平和の維持と人権の保障に関し、国際社会の一員としての役割を果たすとともに、国内における人権課題の解決を図ってきました。

特に、我が国固有の人権問題である同和問題については、その早急な解決が国の責務であり国民的課題であるとする、1965(昭和40)年の同和对策審議会答申を受け、1969(昭和44)年に「同和对策事業特別措置法」を施行し、差別解消に向けた施策を実施しました。特別措置法は2001(平成13)年度末で失効しましたが、1996(平成8)年の地域改善対策協議会の意見具申で述べられているとおり、教育、就労、産業等の面でなお格差が存在し、差別意識の解消に向けた課題は残されています。

人権教育・啓発については、「人権教育のための国連10年」を受けて、人権という普遍的文化を築くために、1995(平成7)年、内閣に「人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、1997(平成9)年に国内行動計画を策定しました。

また、「人権擁護施策推進法」(1997(平成9)年)の施行、「人権擁護推進審議会」の答申等を受けて、2000(平成12)年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を施行、2002(平成14)年には、「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、人権尊重の理念の下、人権教育・啓発の取組を推進してきました。

しかし、社会情勢の変化に伴い、ヘイトスピーチやいじめ、ハラスメント、インターネットを介した人権侵害等、新たな人権課題も生じてきています。こうしたことを背景に、2016(平成28)年には、差別解消三法(「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」、「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」)が相次いで施行されました。さらに、2019(平成31)年4月に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(アイヌ新法)」が、2019(令和元)年6月には、「改正労働施策総合推進法(ハラスメント防止法)」が公布されるなど、国民がお互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた法整備が進められています。

国連で「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択された後、日本では、SDGs達成に向けた体制整備として、2016(平成28)年に「SDGs推進本部」を設置して、今後の取組の指針となる「SDGs実施指針」を策定し、2018(平成30)年からは、SDGs推進の具体的施策を取りまとめた年次アクションプランを決定しています。

現行の「SDGsアクションプラン2020」には、実施指針が掲げる8分野の優先課題に関する具体的取組として、ダイバーシティ・バリアフリーの推進、子どもの貧困対策、ビジネスと人権に関する行動計画、子どもの安全、女性に対する暴力根絶等さまざまな取組が盛り込まれており、国際社会と協力しながら、SDGs実現に向けて積極的に取り組んでいます。

(3) 高知県の取組

高知県においては、1995(平成7)年3月に、県議会において「人権宣言に関する決議」が行われ、1998(平成10)年4月には、県内に暮らすすべての人々がそれぞれ一人の人間として人を大切に、大切にされる人権尊重の社会を築いていくことを目的として「高知県人権尊重の社会づくり条例」を施行しました。また、同年7月には、「人権教育のための国連10年」高知県行動計画を策定しています。

2000(平成12)年3月には、条例に基づき、あらゆる人権に関する問題の解決に向けて、県民の意識高揚と、市町村、県民の取組推進を図るため、「高知県人権施策基本方針」を策定しました。

2014(平成26)年3月の第1次改定において、『「人権教育のための国連10年」高知県行動計画』と「高知県人権施策基本方針」の趣旨を継承しながら発展的に一本化し、推進方針に基づく具体的な人権教育・啓発活動に取り組んでいます。

(4) 本市の取組

本市においても、同和問題を中心に、さまざまな人権課題の解決を目指した取組を推進してきました。

同和問題については、「同和対策事業特別措置法」の下、その解決を市の重要課題と位置付け、庁内に「高知市同和対策推進本部」を設置し、地区改良事業等の諸施策を推進してきました。

特別措置法の失効後も、本市の人権施策を総合的かつ積極的に推進するため、「高知市同和対策推進本部」を「高知市人権施策推進本部」に改編し、2005(平成17)年度に、「高知市人権教育・啓発推進基本計画」と基本計画を実現するための行動計画である「高知市人権施策推進行動プラン」(その後「高知市人権教育・啓発推進実施計画」に名称変更)を策定し、計画に則った取組を進めてきました。

地域における市民主体の取組としては、市民一人ひとりが人権問題を身近に、そして自らの課題として正しく理解することを目的として、市内すべての行政区において「地区人権啓発推進委員会」が組織され、地域に根ざした啓発活動が展開されています。

2019(令和元)年4月、近年の人権を取り巻く社会情勢の変化や、「差別解消三法」の施行を受けて、「高知市人権尊重のまちづくり条例」を制定、同年7月に施行しました。

本市では、「すべての人の人権が尊重されるまちづくり」を通じて、市民一人ひとりが社会の一員としてお互いを尊重し、認め、支え合い、共に生きる「地域共生社会」の実現を目指していきます。

2 基本計画策定の趣旨

本市では、2011高知市総合計画の重点課題として、「市民一人ひとりの人権が尊重され、自由で平等な生活を営むことができる社会の実現」を掲げ、「人々の憲法に対する理解を深めるとともに、教育や啓発の充実を図り、差別や偏見のない地域社会の確立を目指す」取組を推進してきました。

その取組はこれまで一定の成果を上げてきたものの、私たちの周りには依然として差別や偏見が存在し、社会の変化に伴う新たな人権課題も生じています。

こうした状況を受け、本市では、「高知市人権尊重のまちづくり条例」を施行し、あらゆる人権課題の解決とすべての人の人権が尊重される社会の実現に向け総合的に取り組んでいくこととしました。

本計画は、高知市人権尊重のまちづくり条例に基づき、条例の理念を実現する取組を具体化するために策定するものです。

3 基本計画の性格

本計画は、次の性格を有します。

- 本計画は、さまざまな人権課題の解決に向けて、人権尊重のまちづくりに必要な人権施策を効果的に推進するため、「高知市人権尊重のまちづくり条例」第7条の規定に基づき策定するものです。
- 本計画は、本市の人権に関する諸施策の基本的な方向性を示すものです。
- 本計画では、人権施策に係る関係法令の趣旨を踏まえるとともに、高知市総合計画や各行政計画との整合を図りながら、計画期間内に取り組む具体的な施策についても示します。
- 計画期間は、2021(令和3)年度から2025(令和7)年度までの5年間とし、その後は原則として5年毎に内容の見直しを行います。
- 本計画は、市民・事業者等による人権課題に対する取組の指針として位置づけ、協働による施策の推進に資するものとしします。

4 持続可能な開発目標（SDGs）との関連性

持続可能な開発目標(SDGs)とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた国際社会共通の目標であり、「誰一人取り残さない」という共通理念のもと、17のゴールとそれらを達成するための169のターゲットを定め、包摂的な社会の実現を目指し「経済・社会・環境」をめぐる幅広い課題に取り組むこととしています。

SDGsが目指す姿は、高知市人権尊重のまちづくり条例の基本理念「全ての人の人権が尊重される社会の実現」とも重なっており、本計画に基づく取組の推進により、SDGsの達成にも寄与したいと考えています。



■SDGs 17のゴール 出典:国際連合広報センター WEBサイトより

【SDGsの17のゴール名称】

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| 1. 貧困をなくそう | 10. 人や国の不平等をなくそう |
| 2. 飢餓をゼロに | 11. 住み続けられるまちづくりを |
| 3. すべての人に健康と福祉を | 12. つくる責任 つかう責任 |
| 4. 質の高い教育をみんなに | 13. 気候変動に具体的な対策を |
| 5. ジェンダー平等を実現しよう | 14. 海の豊かさを守ろう |
| 6. 安全な水とトイレを世界中に | 15. 陸の豊かさも守ろう |
| 7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに | 16. 平和と公正をすべての人に |
| 8. 働きがいも経済成長も | 17. パートナーシップで目標を達成しよう |
| 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう | |

第2章 人権尊重のまちづくり

1 基本理念

日本国憲法には、基本的人権の尊重と、それが人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であり、侵すことのできない永久の権利として現在及び将来の国民に対し信託されたものであることが謳われています。

すべての人は、基本的人権を生まれながらにして持ち、かけがえのない個人として尊重される、と同時に、一人ひとりの違いや人それぞれの生き方をお互いに認め合い、支え合うことで、誰もが安心して暮らせる社会を実現させるべく努めなければなりません。

本市では、そうした社会を実現するために、人権に関わる課題の解決に積極的に取り組みます。

2 協働による人権尊重のまちづくり

人権尊重のまちづくりを推進していくためには、基本理念の下、市民一人ひとりが人権の大切さを理解し、人権尊重のまちづくりの担い手であることを自覚したうえで、行政、市民、事業者等が連携・協力し合いながら、それぞれ、主体的な行動、取組を推進していくことが必要です。

(1) 行政の責務

行政の責務として、全ての人の人権が尊重される社会を実現するため、市民や企業等事業者の人権意識の高揚と人権に関する正しい理解の普及に努めるとともに、必要な人権施策を積極的に推進します。

(2) 市民の役割

市民の役割として、自らが人権尊重のまちづくりの担い手であるという認識の下、学校、家庭、地域、職場、その他のあらゆる生活の場において人権意識の高揚に努めるとともに、市が実施する取組への参加等を通じて、お互いの違いを認め合い、尊重し合う、実際の態度や行動につなげていくことが期待されます。

(3) 事業者の役割

企業等の事業者の役割として、事業活動に関わるすべての人の人権を守り、また、人権意識の高揚を図り、地域社会の一員として、人権尊重のまちづくりの推進に積極的に参画することが期待されます。

第3章 人権施策の基本的な方向

1 人権を尊重する市政運営（安全・安心なくらしの確保）

市民一人ひとりが、お互いに認め合い尊重し合うためには、社会生活が安全で安心できるものでなくてはなりません。

本市では、人権尊重のまちづくりに向け、市民の基本的な人権の尊重を第一義とし、家庭や学校、職場、地域において、一人ひとりの市民が安心して暮らしていくための取組を進めます。

行政運営のあらゆる場面において人権尊重の視点をもって施策を立案・実施することとし、市長を本部長とする「高知市人権施策推進本部」の下で、全部局横断的に総合的かつ積極的な人権施策を推進します。

施策の方向性

ア 人権尊重の理念に基づく行政運営

- ・ すべての施策は人権に関わるものであることを認識し、人権尊重の視点に立った行政運営に努めます。
- ・ 人権に係る複合的な課題に対し、関係部署が連携し全庁的に取り組みます。
- ・ 高知市個人情報保護条例に基づき、個人情報の収集・保管・利用を適切に行い、プライバシーの保護に努めます。

イ 職員等の人権意識の高揚

- ・ 職員一人ひとりが人権行政の推進者であることの自覚をもち、人権課題に関する学習とその解決に取り組みます。
- ・ 行政運営全般において人権への配慮が必要であることから、職員はもとより、市の外郭団体や指定管理者等の職員・従事者の人権意識を高めるための取組を推進していきます。

ウ 人権に関する情報の収集・提供

- ・ 人権課題に関する情報の集積・発信を積極的に進めます。

エ 人権に関わる活動の拠点づくり

- ・ 市民会館^(※)をはじめ、児童館、ふれあいセンター、公民館等、地域コミュニティの形成や地域共生に向けた活動等の拠点となる施設の整備とその機能の充実を図ります。

(※)市民会館

社会福祉法に基づく隣保館として市内13か所に設置しています。地域社会全体の福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、相談事業や人権課題解決のための各種事業を実施しています。

2 人権教育・啓発の推進（人権を学び、くらしに活かす）

人権尊重のまちづくりを推進していくためには、市民一人ひとりが、人権を自分のこととして考え人権の大切さを理解した上で、自らが人権尊重のまちづくりの主役であるということを意識し、社会生活のあらゆる場面において「お互いの人権を尊重する」態度や行動をとっていくことが必要です。

行政や学校、家庭、地域のさまざまな団体、企業等において、人権を尊重する意識やさまざまな人権課題に対する関心を高め、正しい理解の普及を図る取組等が効果的に推進されていくよう、教育・啓発活動を推進するとともに、必要に応じた適切な支援や情報提供等を行うことで、人権課題の解決に向けた市民の主体的な取組を促していきます。

(1) 学校等における取組

人格が形成される学齢期における人権教育は極めて重要です。

そのため、学校等においては、子どもたちの人権感覚を育む環境づくりに努め、一人ひとりの子どもが、人の痛みのわかる人を大切にする心をもち、社会生活のさまざまな場面や状況において自分の人権と同様に他の人の人権を尊重し行動することができる市民として成長していけるよう、必要な取組を推進します。

施策の方向性

ア 人権教育の推進

- 子どもたちが、学校等の生活の中で豊かな人権感覚を身に付けていくことができるよう、一人ひとりの子どもの発達段階、特性等に応じた人権教育を推進します。
- 保育所・幼稚園、小・中・義務教育学校、高校等と連携し、継続的な人権教育を推進します。
- 家庭における人権教育の重要性について理解を促すための活動や情報提供を行います。

イ 人権問題の早期発見・解決に向けた対策の推進

- 子どもたちの人権に関わる問題の予防及び早期発見、早期解決に向けた対策に努め、支援を必要とする子どもや保護者に対し適切な支援を行います。

ウ 教職員・保育士等による研究・研修の機会の充実

- 教職員・保育士等の資質及び実践力の向上を図るとともに、効果的な教育手法の研修を進めるため、職務に応じた研修や研修の機会を充実させ、実践的な取組につながるよう支援します。
- 高知市人権教育研究協議会等の教育研究団体とも連携し、教職員・保育士等の人権意識を高め、指導力を向上させる取組を推進します。

(2) 家庭・地域における取組

私たちの人権感覚は、家庭や地域における日常生活での人と人とのふれあいや関係性の中で形成されます。

人権尊重のまちづくりを進めるには、地域社会で生じるさまざまな人権課題について、市民一人ひとりが自分に身近なこととして共に考え、協力し合いながらその解決に取り組むことが必要です。本市では、そうした取組のできる地域コミュニティの形成に向けて家庭・地域における人権教育・啓発等の取組を推進します。

施策の方向性

ア 人権教育・啓発活動の推進

- ・ 地域住民の人権学習の機会を充実させるとともに、その活動を支援します。
- ・ 地域での実践をリードできる人材の育成に努めます。
- ・ 学校・関係団体、地域活動団体等との連携による人権教育・啓発活動を推進します。
- ・ 地域での世代間交流等の活動を通じて人権への関心と理解を深め、お互いの人権を尊重する意識の醸成を図ります。

イ 地域の拠点施設の活用

- ・ 市民会館、児童館、ふれあいセンター、公民館等、地域の拠点となる施設での教育・啓発活動を推進します。

(3) 職場(企業等事業者)における取組

企業等の事業者についても、その事業活動において従業員並びに顧客等の人権に配慮することが求められています。

事業活動に関わるすべての人の人権が尊重される働きがいのある職場づくりに向けて、企業並びに関係機関等との連携を図りながら、職場における人権教育・啓発活動の支援を行うとともに、人権尊重のまちづくりへの積極的な参画を働きかけていきます。

施策の方向性

ア 人権啓発活動の支援

- ・ 企業等が行う人権研修等の取組に、講師派遣や資料提供等の支援を行います。

イ 人権尊重のまちづくりへの参画の促進

- ・ 企業等との連携を深め、人権尊重のまちづくりへの積極的な参画を働きかけていきます。

(4) 特定職業従事者に対する人権教育・啓発の推進

市職員や教職員はもとより、福祉関係者、医療・保健関係者、消防職員、マスメディア関係者等、特に人権に関わりの深い職業に従事する者(特定職業従事者)は、より高い人権意識をもって職務に従事することが求められます。

特定職業従事者が、人権尊重の理念について理解を深め、常に人権尊重を基盤として業務を遂行していくことができるよう、それぞれの職務に応じた人権教育・啓発を推進していきます。

施策の方向性

ア それぞれの職務に応じた人権研修の充実

- ・ 特定職業従事者が豊かな人権感覚を身に付け、人権尊重の視点をもって職務に従事することができるよう、それぞれの職務に応じた人権研修の充実を図ります。

イ 人権尊重のまちづくりへの参画の推進

- ・ 一人ひとりが人権尊重のまちづくりの担い手であるとの自覚を促し、人権尊重のまちづくりへの主体的な参画を働きかけていきます。

3 相談・支援体制の充実（一人ひとりの課題に寄り添う）

さまざまな人権課題に適切に対応していくには、市民がいつでも気軽に相談することができ、必要な支援を受けられることが必要です。

本市では、あらゆる人権問題、差別等に関する相談に的確に応じるとともに、法務局をはじめとする人権に関わる関係機関、地域、事業者等との連携の下、必要な支援を行うため、相談及び支援体制の充実を図ります。

また、相談等の事例収集、調査・研究を進め、その成果を施策に反映させます。

施策の方向性

ア 相談体制の充実と相談窓口の周知

- ・ 市民の人権相談に適切に対応するため、相談体制の充実と相談窓口の周知を図ります。

イ 人権侵害事案の被害者等に対する支援の充実

- ・ 人権侵害事案の被害者等の保護、人権の回復に向けた支援策の充実を図ります。

ウ 問題解決と支援のための連携強化

- ・ 迅速かつ確実な問題の解決と支援を図るために、庁内の各相談窓口をはじめ、国・県の関係機関、民間団体等との連携を強化します。

エ 相談・支援に携わる職員の確保とスキルアップ

- ・ 人権相談・支援に携わる職員の確保とスキルアップを図ります。

オ 人権課題の調査・研究の推進

- ・ 相談事例等の収集、調査・分析を行い、人権侵害事案の実情の把握、課題の発見、未然防止・解決等の支援に生かします。

第4章 人権課題ごとの取組方針

1 同和問題（部落差別）

同和問題は、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態におかれ、今なお、社会生活において自由や平等な取扱いが完全には保障されていない実態が残っているという、我が国特有の重大な人権課題です。

本市においては、「同和対策事業特別措置法」下、「高知市同和対策推進本部」を設置し、同和問題の解決を市政の最重要課題と位置付け、地区改良事業等の諸施策を総合的に推進してきました。さらに、同法の失効後も、残された課題について、対応方針や施策のあり方を「同和対策関連施策の見直し」として取りまとめ、定期的に総括的な見直しを行いながら、問題の解決に向けた取組を進めています。

これまでの取組により、同和問題解決に向けた歩みは一定の前進を見たものの、部落差別は今なお存在し、さらに、情報化の進展に伴う新たな問題も生じています。

そうした状況を踏まえ、2016(平成28)年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」では、部落差別は許されないものであるとの認識の下に、これを解消することが国や地方公共団体の責務であることが明記されました。

部落差別は基本的人権に関わる重大な課題の一つであるとの認識に立ち、その解消を図っていかねばなりません。

(1) 課題

特別措置法による同和対策が終了し同和問題に関する市民の問題意識も次第に薄れていると言われる一方で、今なお、結婚や就職における差別、そうした差別に繋がる身元調査、部落差別に係る差別的な言葉を用い他者を蔑む言動等が見られ、さらに近年は、インターネット上に同和地区を特定し差別的な取扱いを誘発するような書込みをする行為も発生しています。

2020(令和2)年度に実施した人権に関する市民の意識調査結果によると、実際に部落差別について見聞きしたことがあるかという問いに対し、48.6%が「ある」と回答しています(図6)。さらに、それはどのような内容だったかとの問いには、結婚差別、同和地区や同和地区出身者への誤解や偏見に関する回答が多くありました。

誤解や偏見によって差別が継承されていくことがないよう、同和問題の正しい理解の普及を図っていく必要があります。

(2) 取組方針

部落差別の解消に向け、部落差別の歴史や実態、基本的人権との関わりについて市民が理解を深め正しい認識をもてるよう、同和問題に関する調査・研究を行い、必要な教育・啓発活動を推進します。

① 教育・啓発活動の推進

- ・ 各行政機関、民間団体、市民と連携し、同和問題の解決に向けた人権教育・啓発を推進します。
- ・ 市職員に対し、同和研修を実施します。
- ・ 同和問題の解決に向けた人権教育を推進します。
- ・ 教職員に対し、同和問題への理解促進のための研修を推進します。

② 相談・支援体制の充実

- ・ 同和問題に関する相談窓口の明確化と周知に努め、関係機関と連携し、相談者の立場に立った相談・支援に取り組みます。

③ 部落差別の実態把握と差別被害の防止

- ・ 人権相談やインターネットのモニタリング等を通じて、部落差別の実態把握に努めます。
- ・ 身元調査などを目的とした戸籍等の不正取得による個人情報の悪用やプライバシーの侵害を防ぐために、「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」の改善とさらなる制度の周知を図ります。

④ 市民会館活動の充実

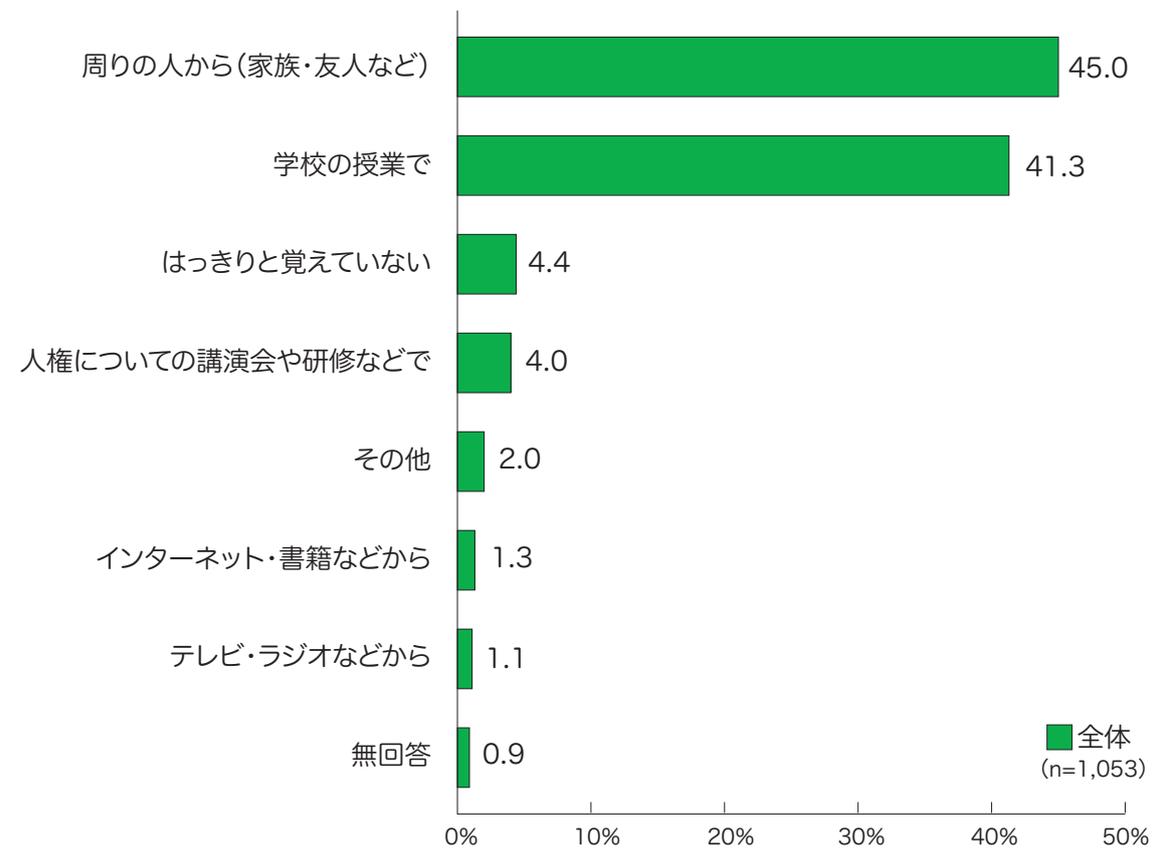
- ・ 国の「隣保館設置運営要綱」に基づき、地域福祉の向上や人権啓発、住民交流の拠点施設として市民会館で各種事業を総合的に実施するとともに、総合的相談窓口としての体制整備に努めます。

市民意識調査結果

図1 同和問題(部落差別)について、知っていますか。(〇は1つ)



図2 同和問題(部落差別)について知った、主なきっかけは何ですか。(〇は1つ)



「高知市人権に関する市民の意識調査」

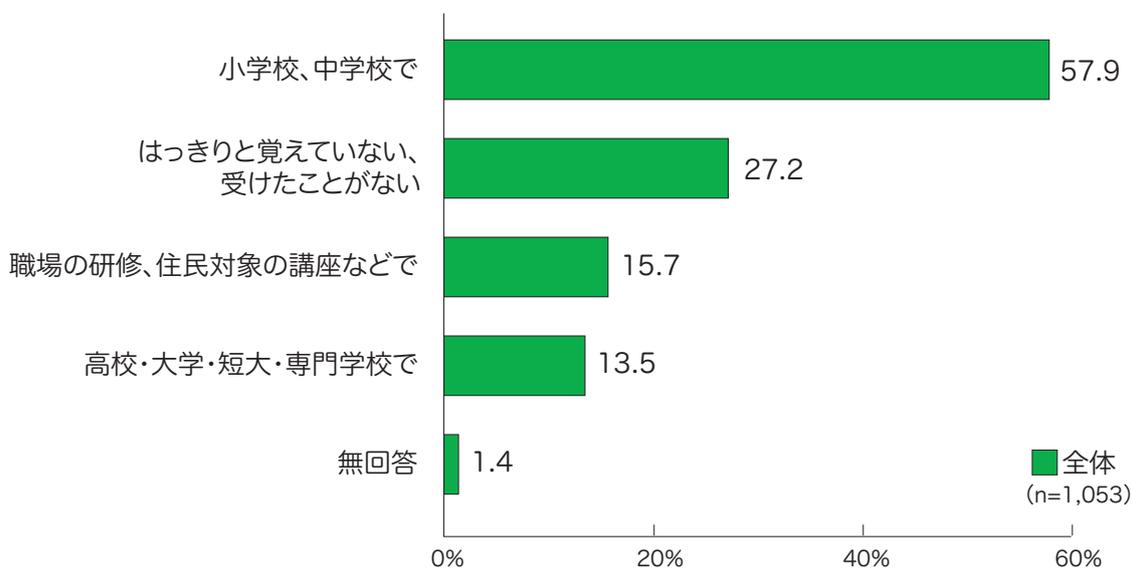
実施機関：高知市市民協働部人権同和・男女共同参画課

調査年度：2020(令和2)年6月から7月

対象：高知市在住の20歳から79歳までの男女3,000人
(住民基本台帳マスターファイルより無作為抽出)

有効回収数：1,143人

図3 同和問題(部落差別)について学校や職場、地域等で、学習したことがありますか。
(あてはまるものすべてに○)



(注) 複数回答のため合計は100%を超えます。

図4 社会の中に同和地区や同和地区出身者に対する偏見や差別が存在すると思いますか。
(○は1つ)

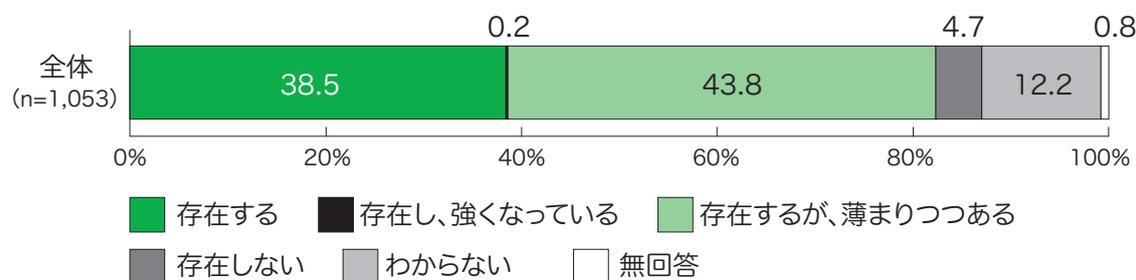
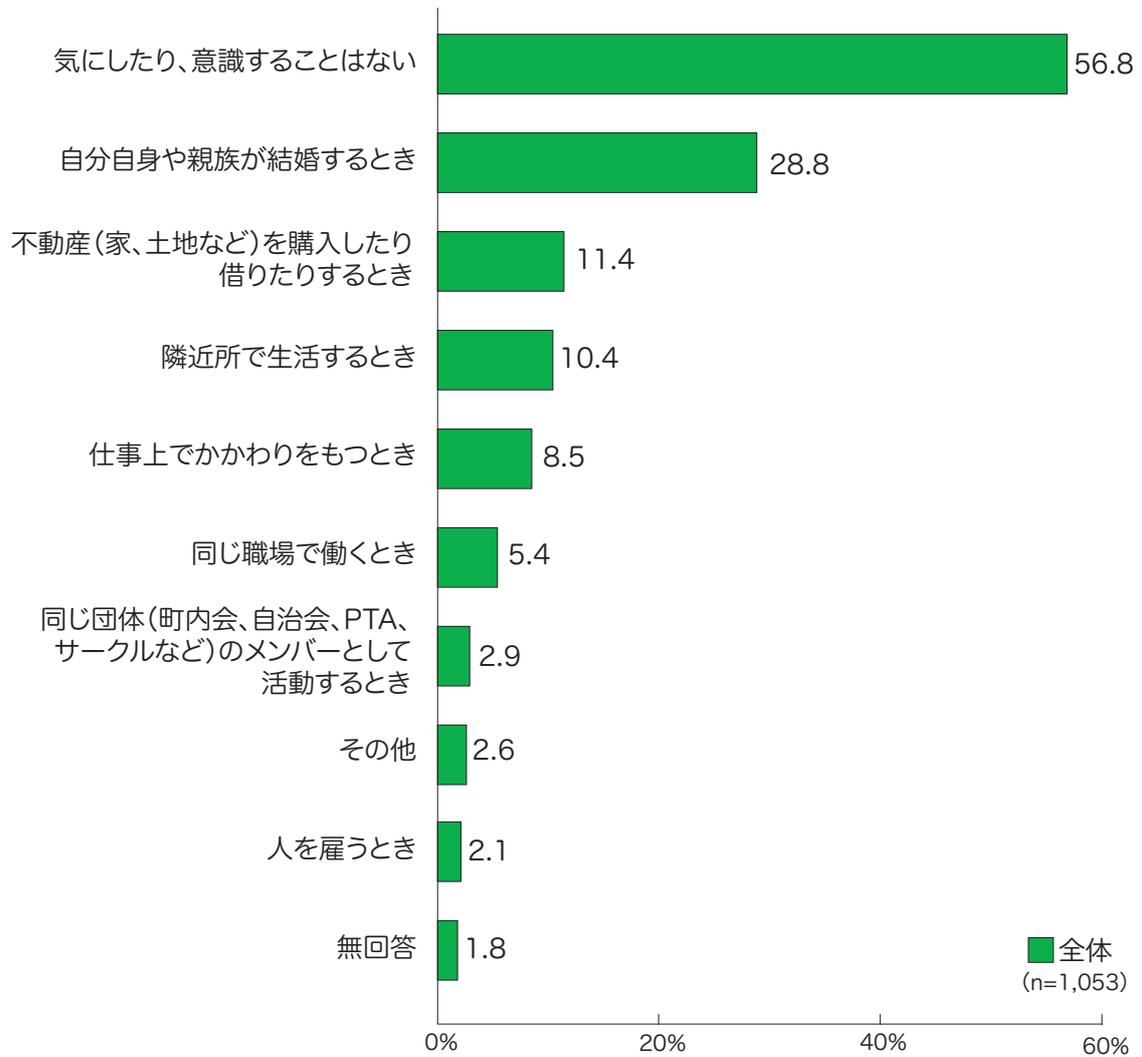


図5 同和地区や同和地区出身者ということに気になったり、意識したりすることがありますか。
(○はいくつでも)(ただし、「気になしたり、意識することはない」を選んだときは、他の項目には○をつけない)



(注) 複数回答のため合計は100%を超えます。

図6 実際に部落差別について見聞きしたことがありますか。(〇は1つ)

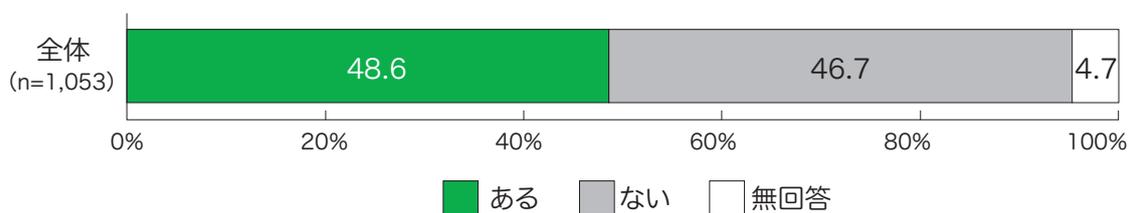
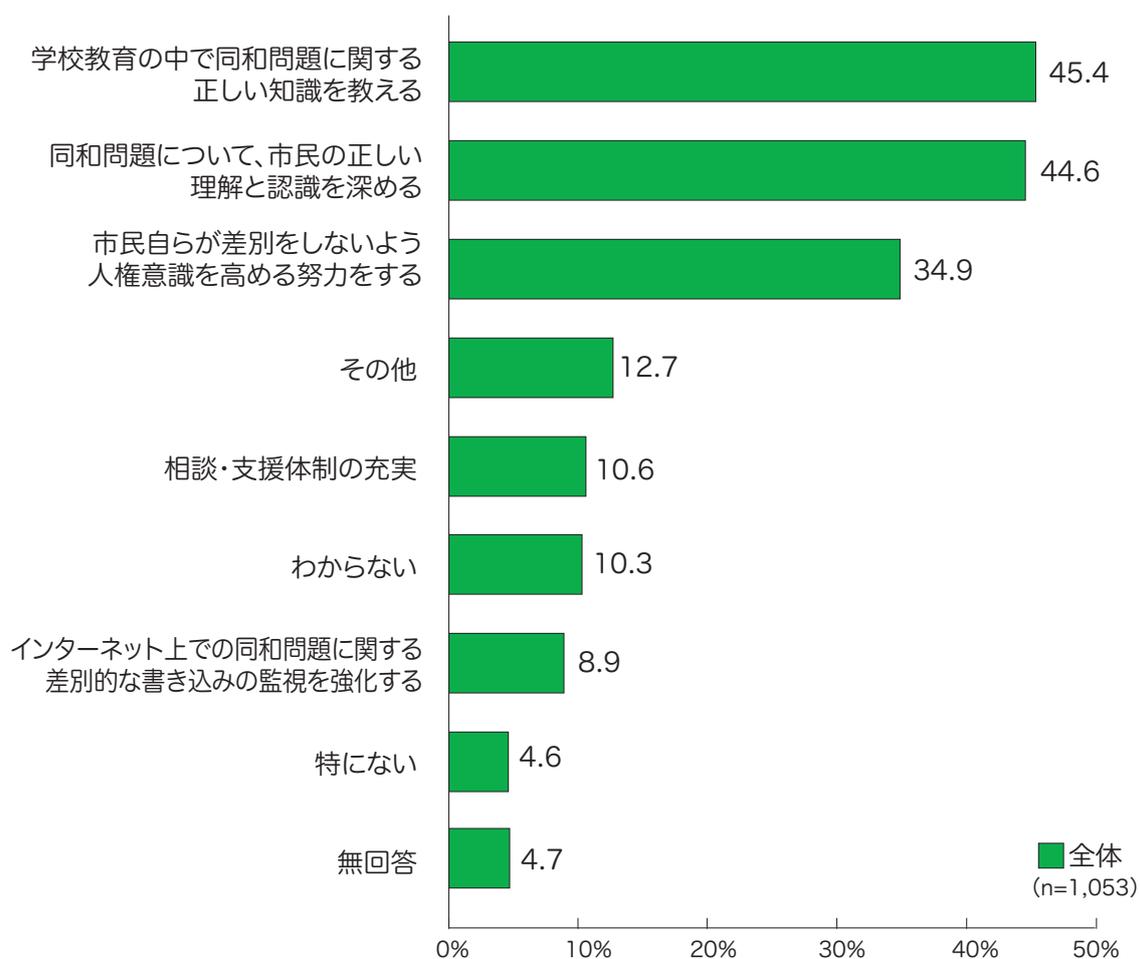


図7 同和問題(部落差別)を解決するためには、どのようなことが必要だと思いますか。(〇は3つまで)



(注) 複数回答のため合計は100%を超えます。

2 女性

女性に関わるさまざまな問題、解決すべき課題の背景には性別による固定的役割分担意識やジェンダー(社会的・文化的に形成された性別)に基づく偏見や不平等があります。

ジェンダー平等は、SDGsの達成に欠かせないものとして、すべての目標の根幹に位置付けられており、あらゆる分野の取組において、常にジェンダーの視点を確保し、施策に反映していくことが求められています。

わが国では、1985(昭和60)年に、女性であるとの理由のみによって生き方を制約されることなく、個人として男性と平等な権利・機会・責任を享受できる、完全な男女平等の実現に貢献することを目的とした「女子差別撤廃条約」を批准した後、1986(昭和61)年に「男女雇用機会均等法」、1999(平成11)年には「男女共同参画社会基本法」施行し、女性の社会進出の促進を図ってきました。さらに、2015(平成27)年に働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力とを十分に発揮できる社会の実現を目指した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)を施行、2018(平成30)年には、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指した「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」を施行し、男女平等社会の実現に取り組んでいます。

本市においても、「男女がともに輝く高知市男女共同参画条例」(2005(平成17)年施行)に基づき、一人の人間として男女が互いにその人権を尊重し合い、真に豊かで幸福な人生を送ることができ男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めています。

なお、女性の人権の擁護や女性がさまざまな分野で活躍できる社会の実現に向けた環境整備等の具体的な取組については、「高知市男女共同参画推進プラン」(2000(平成12)年策定)に基づき、県やこうち男女共同参画センターなどの関係機関・団体と連携しながら進めています。

(1) 課題

性による差別の解消とジェンダー平等の実現に向けて、国際社会とも協調しながら取組を進めているところですが、現実には依然として性差別意識が残っており、特に固定的役割分担意識に基づいた制度や慣行は、家庭や職場、地域などさまざまな場で根強く残っています。

2020(令和2)年度に実施した人権に関する市民の意識調査結果によると、女性の人権に関することで特に問題があると思うことについて、「女性の活躍に影響を及ぼす古い考え方や社会通念、慣習・しきたりが残っている」の回答割合が最も高く、次いで「男女の固定的な役割分担意識(「男は仕事、女は家庭」など)」となっています(図8)。世代別にみても共通した結果が出ており、固定的な役割分担意識や性差に関する偏見の解消に向けて、男女ともに固定観念を打破し、意識を変革していくことが大きな課題となっています。

働く環境については、法整備が進んだものの女性の登用は遅れており、昇給・昇進等の待遇に格差が生じています。また、女性は男性に比べて非正規労働者やひとり親家庭の割合が高く、経済的基盤が弱い状況があります。

さらに、DV(ドメスティック・バイオレンス)^{※1}やセクシュアル・ハラスメント^{※2}、パワー・ハラスメント^{※3}等のさまざまなハラスメント、性犯罪、売買春、ストーカー行為などあらゆる形態による女性

への暴力等、多くの課題が残されており、新型コロナウイルスの流行下では、女性の家事・育児・介護等の負担の増大、女性労働者の失職・困窮、DVや虐待の増加・深刻化といった課題が、より顕著に現れてきました。

これらの課題を解決するためには、性による差別意識の解消やジェンダー平等意識の醸成に向けた教育・啓発、男女ともに安心して働き続けられる環境の整備、意思決定過程への女性の参画等の取組について、さらに実効性を高めていく必要があります。

(2) 取組方針

女性に対するあらゆる差別や暴力の根絶と、男性であっても女性であっても一人ひとりの人権が対等平等に尊重される社会の実現に向け、ジェンダー平等の理念の浸透を図り、女性の社会参画を推進します。

① 教育・啓発の推進

- ・ 家庭や学校、職場や地域社会等のあらゆる場面において、性による差別意識の解消やジェンダー平等意識の醸成に向けた教育・啓発を推進します。
- ・ DV(デートDVを含む)や性犯罪、さまざまなハラスメント等に関する理解を深め、そうした行為を決して許さないという意識の醸成を図ります。

② 相談・支援体制の充実

- ・ 女性が抱えるさまざまな困難に対し、関係機関との連携の下、相談窓口を設置し、適切な支援を行います。

③ 男女共同参画社会づくりの推進

- ・ 女性がライフイベントや自らのライフスタイルに合わせて働き続けられるよう、いわゆる男性中心型労働慣行の見直しに関する啓発を進めるとともに、事業者による職場環境の整備や就業の仕組みづくりを支援します。
- ・ 市の管理職や審議会委員の女性の割合の拡大に努め、市の政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図ります。

用語解説

※1 DV(ドメスティック・バイオレンス)

配偶者や恋人等、親密な関係にある、又は親密な関係にあった人から受ける身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。

※2 セクシュアル・ハラスメント

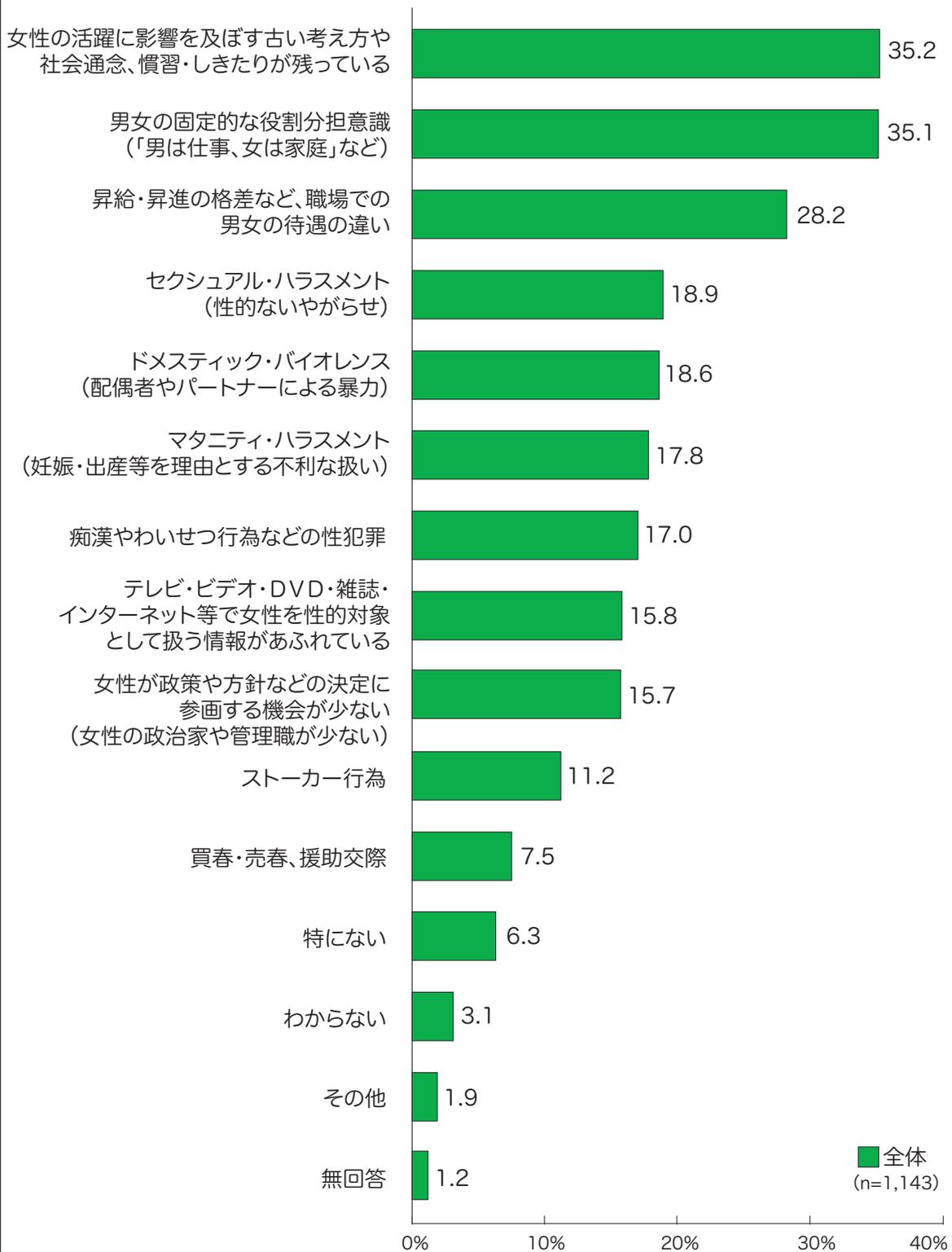
相手が望まない性的な言動により不利益を受けたり、職場環境や生活環境が不快なものになったりすること。

※3 パワー・ハラスメント

職務上の地位や人間関係などの優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える、または職場等の環境を悪化させる行為をいう。

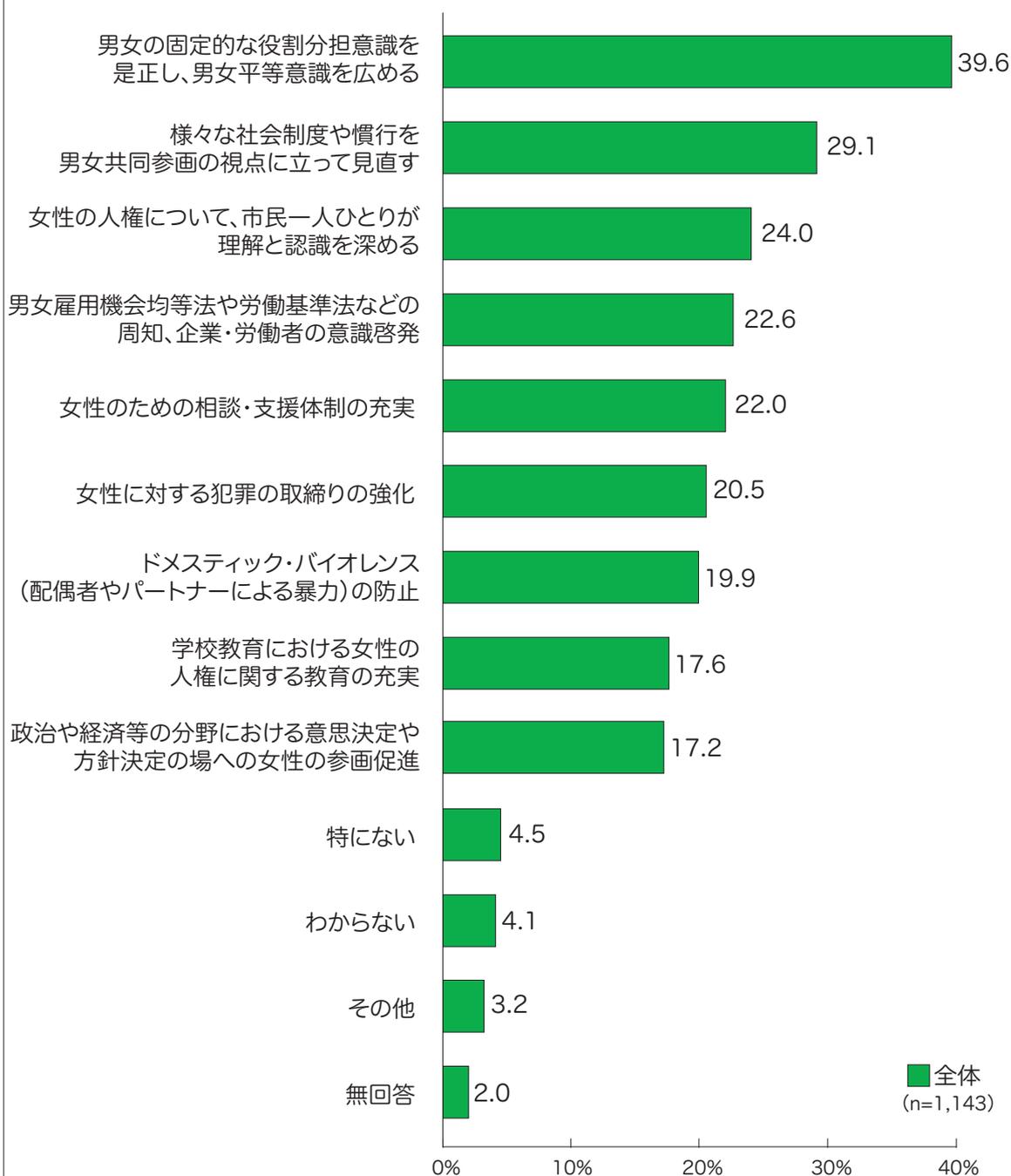
市民意識調査結果

図8 女性の人権に関することで、特に問題があると思うのは次のうちどれですか。
(〇は3つまで)



(注) 複数回答のため合計は100%を超えます。

図9 女性の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。(〇は3つまで)



(注) 複数回答のため合計は100%を超えます。

3 子ども

「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)では、大人と同様子どもにも一人の人間としての人権があり、子どもが自分のことについて自由に意見を述べ、自分を自由に表現し、自由に集いを持つことが認められるべきであり、そのために、子どもも他の人のことをよく考え、道徳を守っていく必要があること、暴力や虐待といった不当な扱いから守られるべきことなどが謳われています。

高知県は、2013(平成25)年に高知県子ども条例を改正し、子どもの尊厳及び権利が守られ、子どもが健やかに成長することができる環境づくりを基本理念として、すべての子どもが心豊かに成長することができる社会の実現を目指しています。

本市でも、子どもの人権に関し、人権教育を積極的に推進するとともに、いじめや児童虐待への対応を推進しています。

(1) 課題

子どもの権利条約が掲げる4つの権利(「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」)は、すべての子どもに保障されなければなりません。その権利を侵害する行為は後を絶ちません。

特に児童虐待やいじめは、子どもの命や心身の成長、人格の形成に重大な影響を与える深刻な問題です。

2020(令和2)年度に実施した人権に関する市民の意識調査結果によると、子どもの人権で特に問題があると思うことについて、「保護者などから虐待(身体的、心理的、性的)や育児放棄されること」の回答割合が最も高く、次いで「子どもの間での「いじめ」となっています(図10)。全国的に、虐待死やいじめを苦にした自殺事案も後を絶たない状況であり、本市においても対策の強化が求められています。

また、家庭の経済的な困窮から、学習や進学、生活習慣の定着などの面でも厳しい状況に置かれている子どもがいることや、青少年の非行、商業的性的搾取なども、解決しなければならない子どもの人権課題です。

(2) 取組方針

子ども一人ひとりの安全と健やかな成長を保障するため、子どもの権利を尊重し社会全体で子どもの成長を見守る意識の醸成を図るとともに、支援を必要とする子ども、保護者等への支援に取り組めます。

① 教育・啓発の推進

- ・ 子どもにも大人同様に人権があり一人ひとりが尊重されるべき存在であるという意識の醸成を図ります。
- ・ 子ども自身の自尊心と他者への思いやりの心を育む教育を推進します。

② 相談・支援の充実

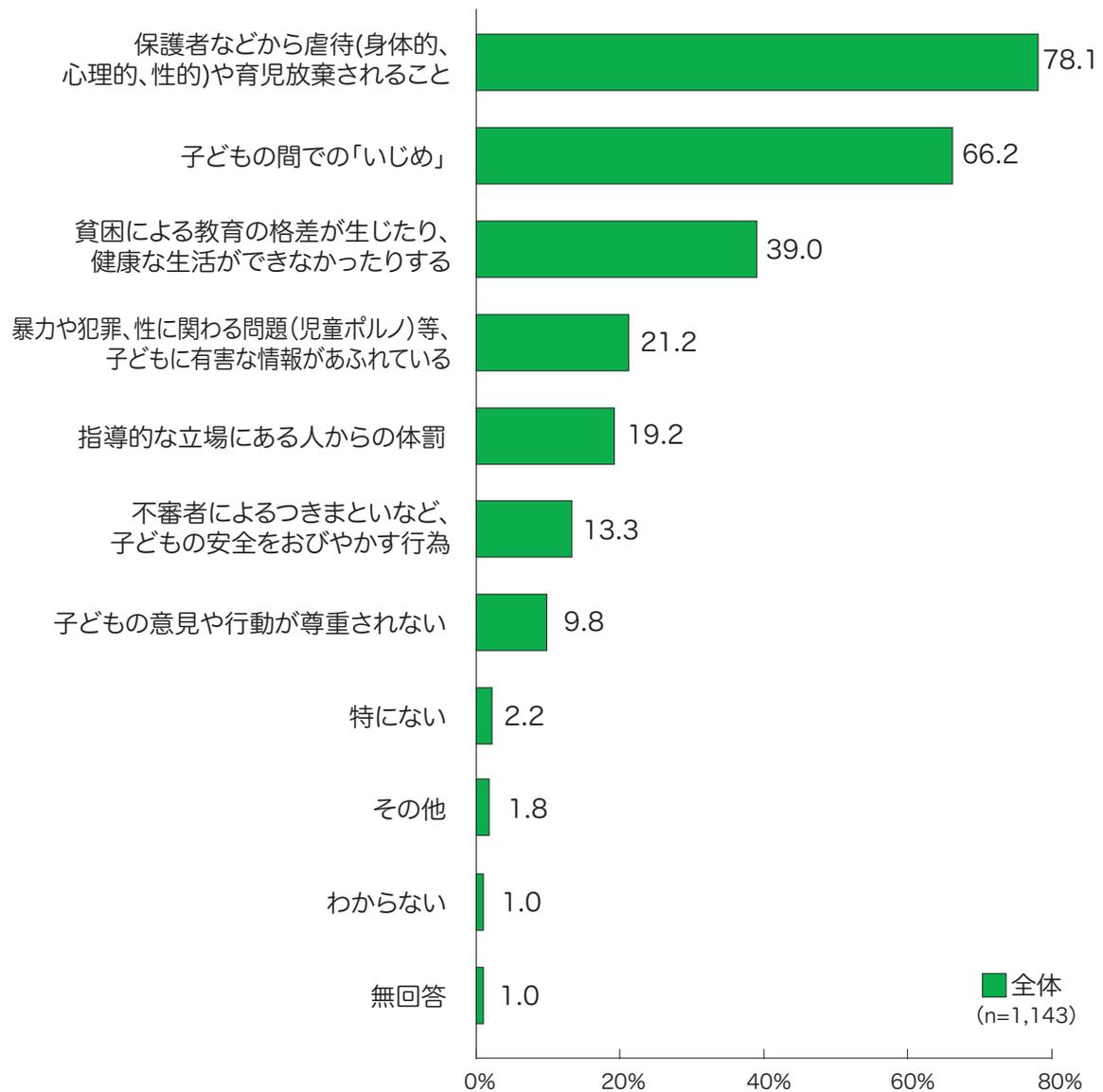
- ・ 学校や関係機関が連携し、子ども一人ひとりの困難に寄り添い支援する体制の整備を図ります。
- ・ 子どもが一人ひとりの健やかな成長と学びを保障するための支援に努めます。

③ 子どもの安全を守る取組の強化

- ・ 「要保護児童対策地域協議会」の下、関係機関・団体等と連携し、児童虐待の予防、早期発見、早期対応に努めます。
- ・ いじめの防止、早期発見及び適切な対応に向け、教育委員会・学校・家庭・地域住民・その他の関係機関との連携の下、総合的な取組を推進します。
- ・ 子どもの見守りや健全育成に関する地域の活動を支援し促進します。

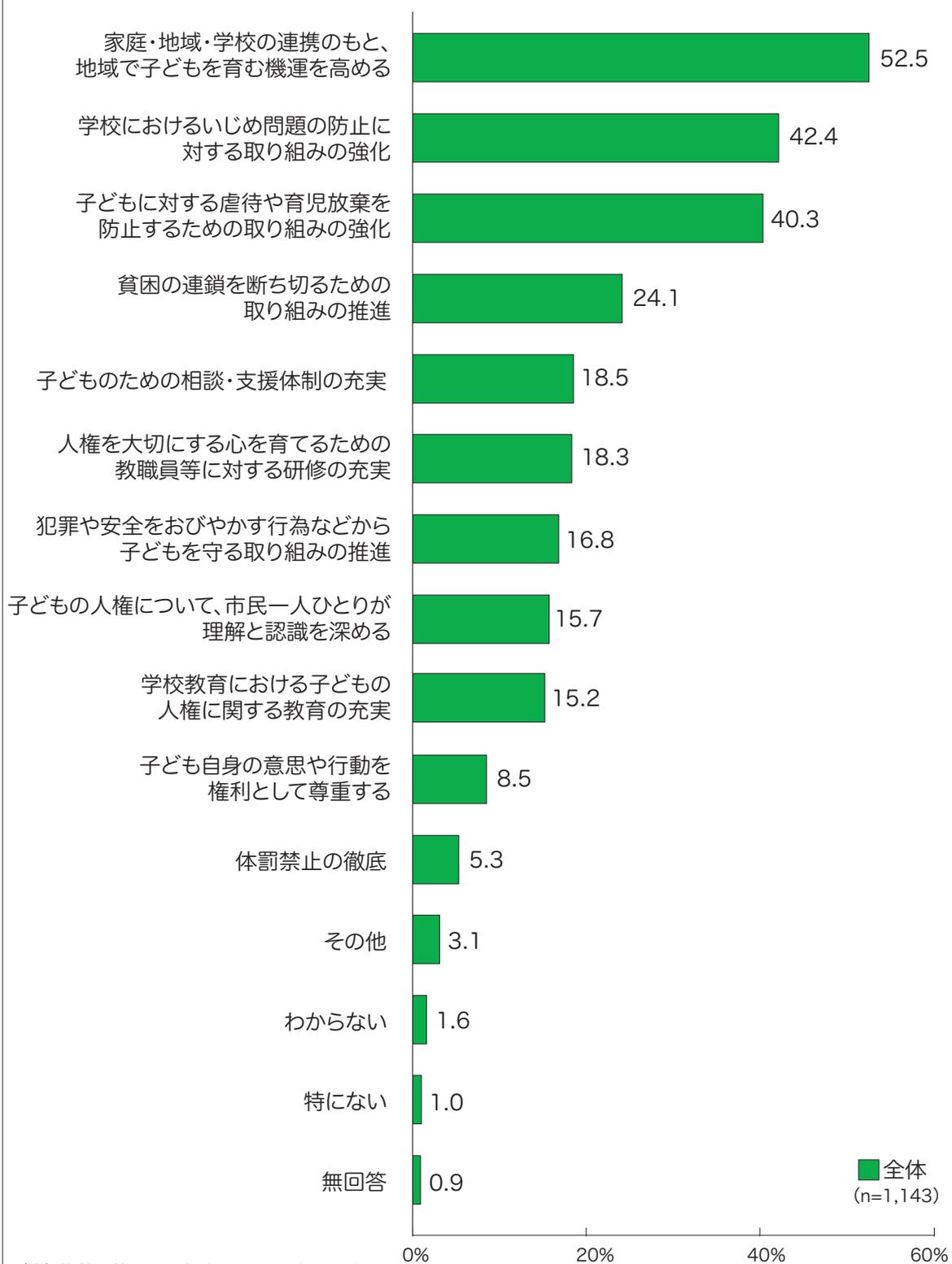
市民意識調査結果

図10 子どもの人権に関することで、特に問題があると思うのは次のうちどれですか。
(〇は3つまで)



(注) 複数回答のため合計は100%を超えます。

図11 子どもの人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。(〇は3つまで)



4 高齢者

高齢化と人口減少が進行する中、将来の超高齢社会における暮らしを支える仕組みを持続可能なものとし、併せて家族関係や雇用環境の変化、地域社会のつながりの希薄化等によってもたらされている社会的孤立といった高齢者の暮らしに関わる課題を解消していくために、「地域共生社会」の構築に向けた取組が始まっています。

「地域共生社会」は、「支え手」「受け手」という関係を超越して、地域のあらゆる住民が役割をもちながら支え合い地域をともに創っていくものです。そこでは、高齢者も単に支えられるだけの存在ではなく、自らの能力を活かしながら社会を支える存在として健康でいきいきと暮らすことができることが重要です。

本市においても、こうしたことを踏まえ、高齢者が持つ能力を活かしながら、自らが望む生活を送ることができる、「自立をめざした支援」を推進しています。

(1) 課題

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくには、地域において必要な医療・介護等のケアが十分に受けられると同時に、そこに高齢者が社会的活動と関わる場と機会があることが重要です。

高齢者にとって、加齢や疾病により運動機能や認知機能が衰えていくことは避けられないことであっても、そのことをもって権利を侵害されたり地域社会から疎外されたりすることがあってはなりません。

2020(令和2)年度に実施した人権に関する市民の意識調査結果によると、高齢者の人権で特に問題があると思うことについて、「詐欺や悪質商法による被害」の回答割合が最も高く、次いで「家族や地域との交流が疎遠がちで孤独な生活を送っている」、「働ける能力を発揮する機会が少ない」の順となっています(図12)。

虐待や特殊詐欺被害、孤独死等の高齢者の生活におけるさまざまな課題の背景には、現在の社会において高齢者の人権や尊厳が十分に尊重されていない状況にあると思われます。

高齢者が本当に暮らしやすいまちづくりを進めるためには、高齢者一人ひとりが尊重され、能力に応じて社会と関わっていけることが必要です。

(2) 取組方針

高齢者が生きがいを持って生活することができる社会の実現をめざし、高齢者の人権擁護と包括的なサービスの提供に取り組みます。

① 教育・啓発の推進

- ・ 人権に関する教育・啓発活動を通じ高齢者の尊厳を守る意識の醸成を図ります。

② 相談・支援の充実

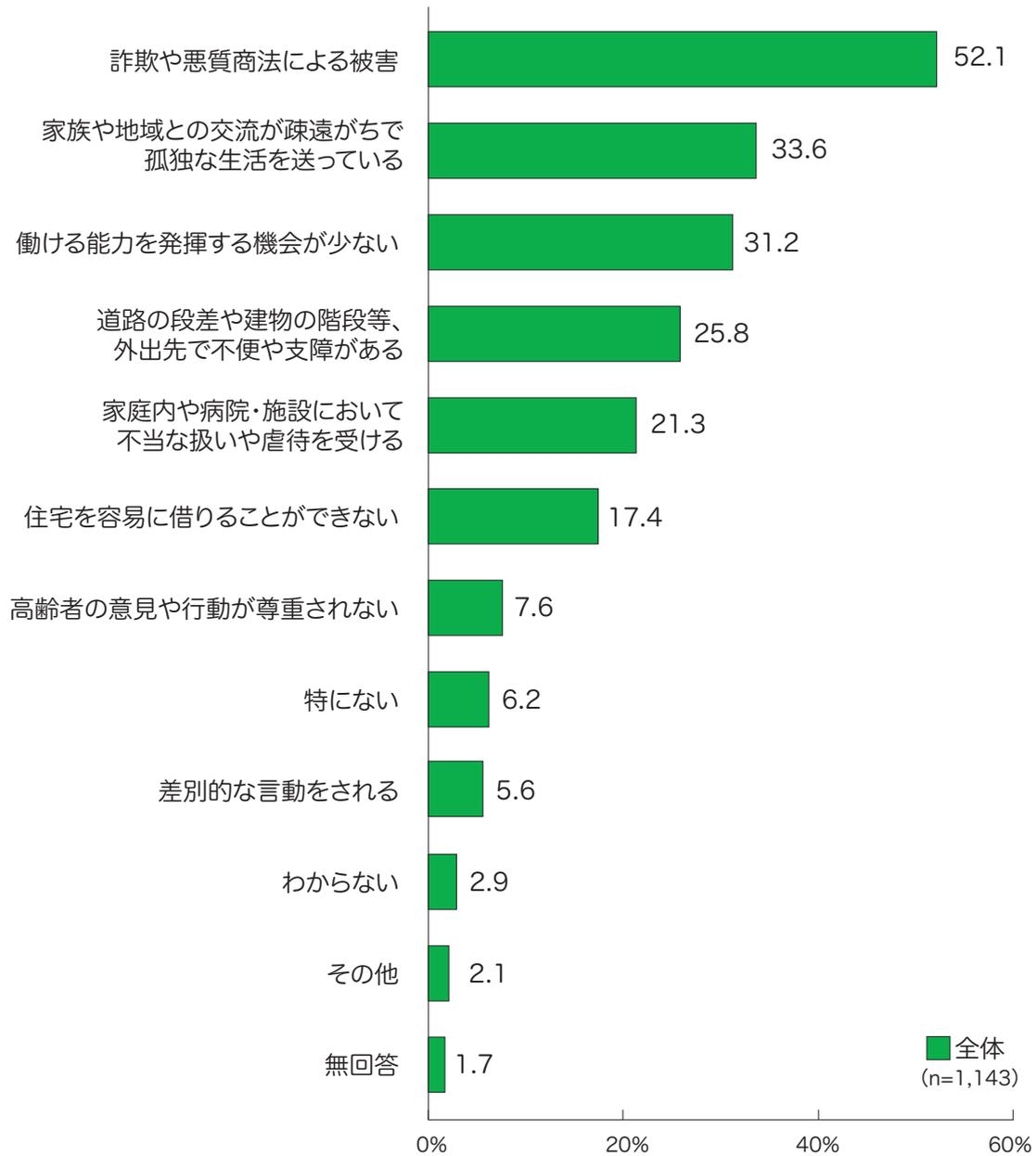
- ・ 介護等を必要とする高齢者やその家族等が生活について相談できる窓口を充実させます。
- ・ 高齢者が抱える複合的な問題の解決を関係機関や地域住民との協働による支援を行うための体制整備を促進します。

③ 高齢者が安心して暮らし続けられるまちづくり

- ・ 地域ぐるみで支え合う体制づくりを図ります。
- ・ 高齢者の安全で安心な生活を支えるための諸施策を推進します。
- ・ 高齢者自身が支えられる側だけでなく支え手としても活躍し生きがいをもって生活できるよう、就労や社会活動への参加を支援します。
- ・ 高齢者の権利擁護を図るため、成年後見制度の周知及び利用の支援に努めます。

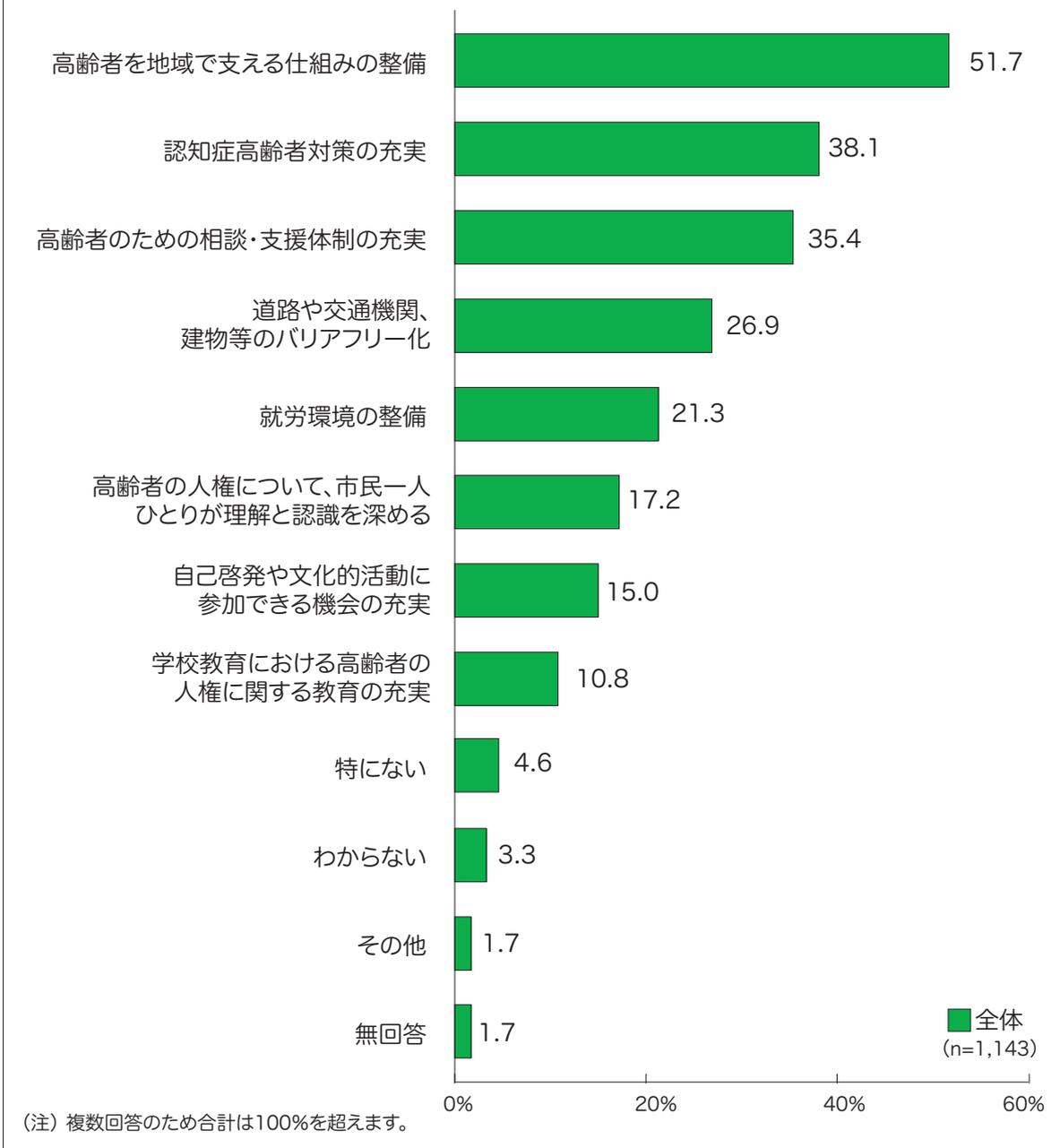
市民意識調査結果

図12 高齢者の人権に関することで、特に問題があると思うのは次のうちどれですか。
(〇は3つまで)



(注) 複数回答のため合計は100%を超えます。

図13 高齢者の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。(〇は3つまで)



5 障がいのある人

1981(昭和56)年の「国際障害者年」においては、「完全参加と平等」というテーマをかかげ、障がいのある人が人間としての尊厳を保ち、ライフステージのすべての段階で持てる能力を最大限に発揮し、それぞれの人が自分らしく生活できることを目指すリハビリテーション^{※4}の理念と、地域や社会において障がいのある人も障がいのない人も同じように共に生きる社会を目指すノーマライゼーション^{※5}の理念の浸透を図り、障がいのある人の社会参加を促す取組が進められました。

また、2006(平成18)年に国連で採択された「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約)は、障がい者の尊厳と権利の保障を目的として、人権の観点から作られた条約であり、障がいは個人ではなく社会にあるという考え方の下、障がいに基づく差別の禁止や包摂性のある社会づくりをめざすこと等を原則としています。

わが国においても、2011(平成23)年の「障害者基本法」の改正以降、2012(平成24)年の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)施行、2013(平成25)年の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)の施行等、障がい者施策に関する法整備が進められてきました。さらに、2016(平成28)年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が施行され、市や事業者などに合理的配慮^{※6}の提供が求められることになりました。

本市では、「高知市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」に基づき、全ての人が共生できる地域社会の実現をめざし、障がいの種別や年齢にかかわらず、障がいのある人の夢や希望の実現に向けて、必要な支援を受けながら、地域社会の一員としてさまざまな活動に広く参加していくことができるよう、総合的な取組を推進しています。

また、その一環として、2016(平成28)年には、「高知市手話言語条例」を施行し、手話は言語であるとの認識の下、手話を使いやすい環境づくりに取り組んでいます。

(1) 課題

「障がいのある人」に障がいが生じる時や場所、状況は、さまざまであり、一人ひとり異なります。そのため、障がいのある人がその能力を発揮しながら自分らしい生活をし、障がいのない人と共に生きる社会を実現するには、まず、全ての市民がお互いに一人ひとりの個性や人格を尊重し、それぞれの能力を活かしながら支え合っていくことが必要です。

2020(令和2)年度に実施した人権に関する市民の意識調査結果によると、障がいのある人の人権で特に問題があると思うことについて、「障がいに対する理解が不十分であるために適切な配慮がされない」の回答割合が最も高く、次いで「障がいの内容、程度に応じた適切な配慮がされないために、社会参加しづらい」、「就職・職場で不利な扱いを受けたり、搾取される」の順となっています(図14)。

2016(平成28)年に「障害者差別解消法」が施行され、障がいのある人への差別禁止や合理的配慮の提供が求められるようになりましたが、現実には、障がいに対する偏見の解消や合理的配慮の普及は十分ではないため、理解促進に向けた取組が必要です。

SDGsを達成するための具体的施策においても、ハード面でのバリアフリー※7化と共に、「心のバリアフリー」を推進することが求められており、一人ひとりの障がいの特性等について正しく理解し、適切かつ合理的な配慮を行いながら支援をしていく必要があります。

(2) 取組方針

障がいのある人への偏見や差別の解消に向けて、市民一人ひとりが、障がいの特性を知り合理的配慮について正しく理解することを促すとともに、障がいのある人が抱える困難を取り除き社会参加を支援していきます。

① 教育・啓発の推進

- 障がいや障がいのある人について正しく理解し共に生きるための人権教育・啓発活動を推進します。

② 相談・支援の充実

- 障がいのある人の人権に関する相談窓口の周知に努め、関係機関と連携し相談者の立場に立った相談・支援に取り組みます。
- 障がいのある人一人ひとりの特性を理解し、障がいのある人が働き続けられる環境づくりを支援します。

③ 障がいのある人が安心して暮らし続けられるまちづくり

- 障がいのある人が安全で安心な生活を支えるための諸施策を推進します。
- 障がいがあっても生きがいをもって生活できるよう、就労や社会活動への参加を支援します。
- 障がいがあることによって発生するさまざまな課題や権利侵害を防ぎ、可能なかぎり自立した生活が送れるよう支援します。

用語解説

※4 リハビリテーション

障がいをもつことにより、社会的に不利な立場に立った人に対するあらゆる分野での総合的な援助

※5 ノーマライゼーション

障がいのある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそがノーマルな社会であるという考え方。

※6 合理的配慮

障害者差別解消法では、行政機関や事業者に対して、障がいのある人から社会的障壁を除いてほしい旨の意思表示があった際は、過度の負担を伴わない場合、社会的障壁の除去について、必要かつ合理的な配慮を行うことを求めている。

※7 バリアフリー

障がいのある人だけではなく、すべての人の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なすべての障壁を除去すること。

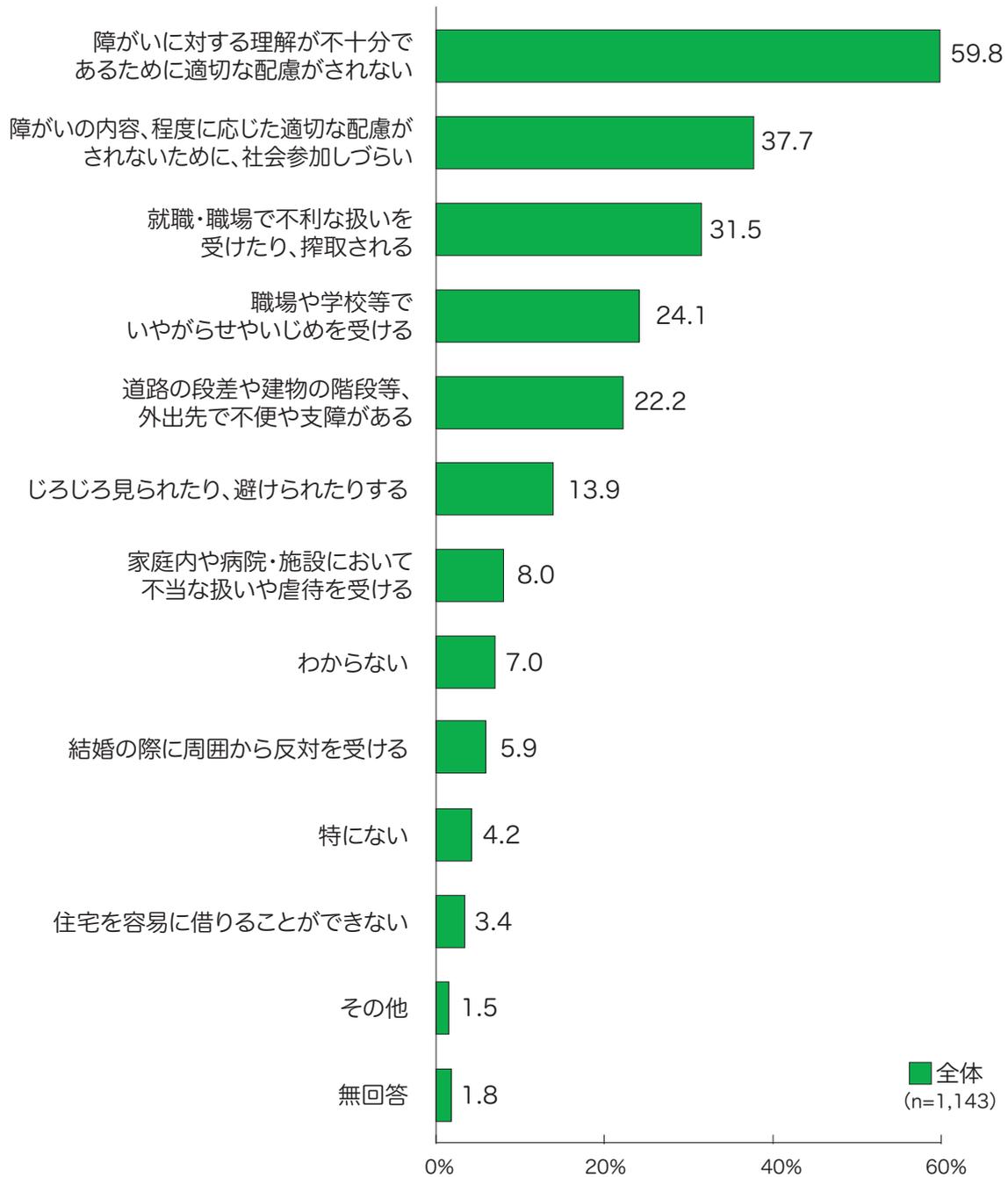
「障がい」の表記について

本計画においては、障がいや障がいのある人の人権について、より身近に感じられることが理解の促進につながることを考え、「障害」を「障がい」とする「ひらがな表記」を採用しています。ただし、法令等の名称や引用した文言が「障害」の場合は漢字表記としています。

なお、「障がい」の表記のあり方については、国において検討がなされており、その状況も勘案しながら対応していきます。

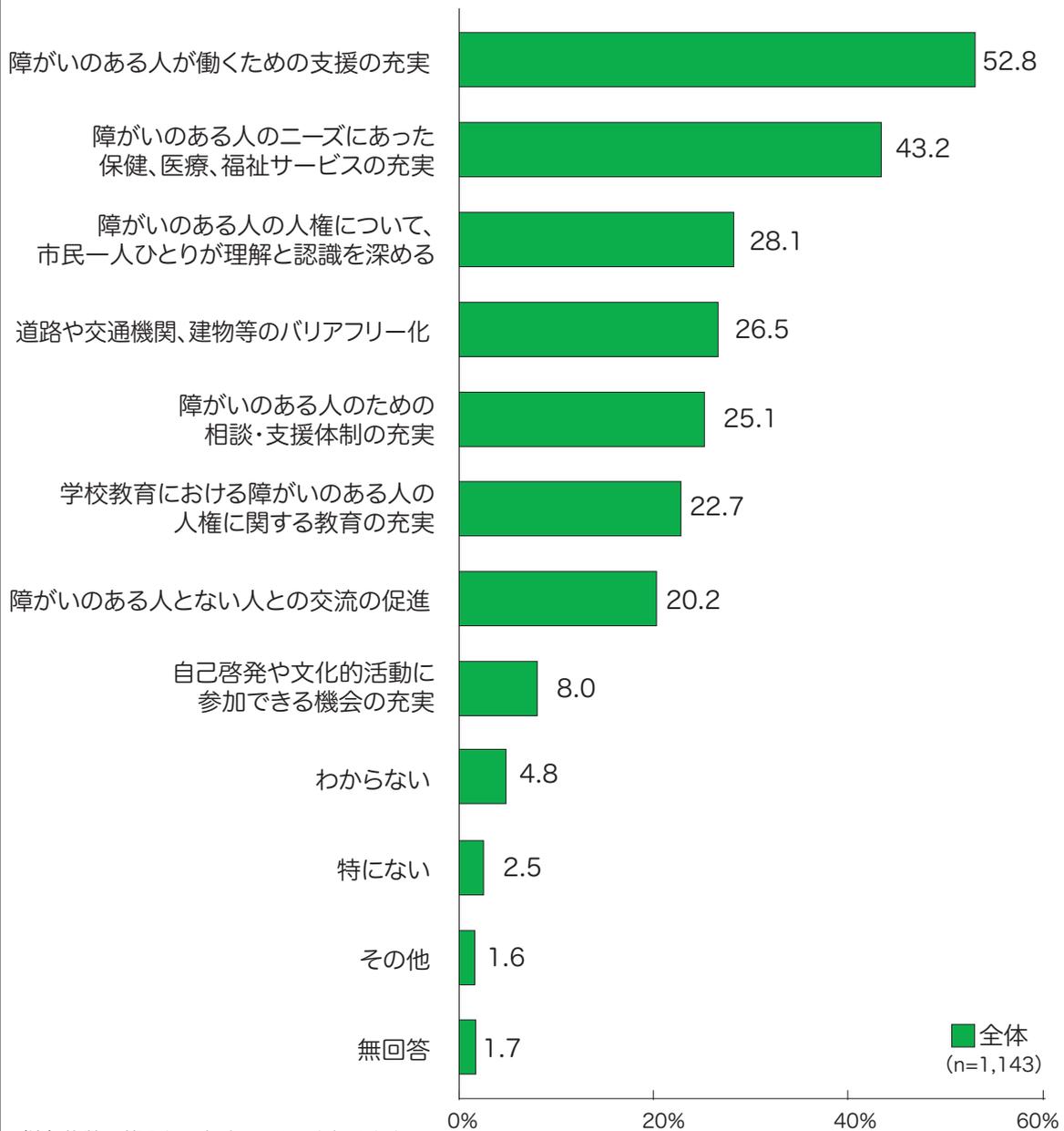
市民意識調査結果

図14 障がいのある人の人権に関することで、特に問題があると思うのは次のうちどれですか。
(〇は3つまで)



(注) 複数回答のため合計は100%を超えます。

図15 障がいのある人の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。
(〇は3つまで)



(注) 複数回答のため合計は100%を超えます。